

泉 区 少 年 野 球 規 約

第一章 総則

(名 称)

第1条 本会は泉区少年野球連盟（以下連盟）という。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局を事務局長宅におく。

(加盟資格)

第3条 本連盟の加盟資格は、小・中学生により成り、責任ある指導者により組織された泉区で活動するチームとする。

(目 的)

第4条 本連盟は野球を通じて小、中学生の健全な精神及び身体を育成し、友情を深めることを目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟の事業は、役員会の決定する春季、秋季大会の他随時行う役員会の決定する親善試合及び各講習会及び第4条の目的遂行のための事業とする。

(組 織)

第6条 本連盟は連盟本部及び審判部から成る。

第二章 会員

(会 員)

第7条 連盟所属のチームを構成する団体をもって本連盟の会員とする。

第8条 本連盟の会員となるには役員会、および理事会の承認を得なくてはならない。

2 会員は、原則として年度当初に本連盟の定める書式による登録名簿1部に会費を添えて申し込み、本連盟の資格審査と事務局長の承認を受け、登録された時点で本連盟事業計画に記載された大会への参加資格を得る。

3 登録名簿の内容に変更が生じた場合、会員は本連盟の定める書式により内容を変更した登録名簿1部を提出し、本連盟の資格審査と事務局長の承認を受けなければならない。

なお、内容の変更された登録名簿は事務局長の承認を受けた時から効力を有する。

(会員の資格及び義務)

第9条 会員は連盟の総会議案書にある事業計画に参加する義務を有し、学校行事等でやむを得ず参加できない場合は、あらかじめ連盟へ文書を提出し、役員会および理事会の承認を得なくてはならない。

2 無届で連盟の総会議案書にある事業計画に不参加の会員は、当年度内の上部団体の大会及び連盟本部大会への参加資格を失うものとする。

(退 会)

第10条 本連盟の会員はその旨を会長に届け出て退会することができる。

(除 名)

第11条 会員で連盟の主旨目的に反するような行為があったときは、役員会、理事会の決定に基づき総会の承認を得て除名することができる。

第12条 既納の会費、その他の拠出金はその理由を問わずこれを返還しない。

第三章 役員

(連盟本部役員)

第13条 本連盟本部に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、会計1名、連盟本部運営委員若干名

会計監査1～2名、審判部長1名、理事若干名

(顧問、相談役)

第14条 本連盟本部に顧問及び相談役をおくことができる。

顧問及び相談役は、会長の要請に応じて意見の答申及び会議に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。

(本部役員を選出)

第15条 本部役員を選出は会員の推薦により、総会の承認をもって決する。

(本部役員の任期)

第16条 本部役員の任期は2年とする。但し再選を妨げず、補充役員は前任者の残存期間とする。

(本部役員の任務)

第17条 会長は連盟を代表し、会務を総括する。

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第19条 事務局は会の事務を全て管理する。全ての事務手続きは事務局長の承認を必要とする。

2 登録名簿は、事務局長が内容を点検して本連盟規程および大会規程に反していないことを確認し、連盟会長印を押印した時に承認されたものとする。

第20条 事務局次長は事務局長を補佐する。

第21条 連盟本部運営委員は連盟の行う事業の運営にあたる。大会の本部役員として大会の運営にあたり。又、連盟とチーム間の連絡窓口業務を行う。

第22条 理事は理事会に出席し連盟主催の大会等の会場提供及び運営にあたる。

第23条 審判部長は連盟運営にあたり、審判部を統括する。

第24条 会計は連盟の収支を明確に記帳し、会計監査の承認を得て決算の報告をする。全ての連盟の収支に関する事項は、会計の承認を必要とする。

第25条 会計監査は会計を監査する。

第四章 会議

(会議の種類)

第26条 会議は役員会、理事会、監督・代表者会議及び総会とする。

第27条 役員会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

第28条 監督・代表者会議の議長は副会長がこれにあたる。

(会議の構成及び招集)

第29条 役員会は会長、副会長、事務局長、事務局次長、審判部長、会計をもって構成し、必要に応じて連盟本部運営委員、顧問、相談役を会長が招集する。また、全役員のお半数の要請があるときは会長がこれを招集しなければならない。

2 理事会は、理事及び役員会構成員をもって構成し会長が招集する。

(役員会の成立及び議決)

第30条 役員会は過半数の出席がなければこれを開催することができない。

役員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。なお委任状は出席と認め

る。

第 31 条 理事会は構成員の過半数の出席がなければこれを開催することができない。理事会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。なお委任状は出席と認める。

(総 会)

第 32 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は会長が招集し、毎年 1 回開催する。

臨時総会は会長が必要と認めたときにこれを招集する。また、会員の過半数の要請がある時、会長はこれを招集しなければならない。臨時総会の開催が困難な場合、監督・代表者会議をこれに替えることができる。

(定 数)

第 33 条 総会は会員の過半数の出席がなければこれを開催することができない。

委任状は出席と認める。総会の議決は会員の過半数の賛成を必要とする。

第五章 会計

(会 計)

第 34 条 本連盟の会計は次の各項目をもって構成する。

1 年間登録費 2 大会参加費 3 助成金 4 寄付金 5 その他収入

第 35 条 本連盟の年間登録費は年払いとし、その都度年額を総会にて定める。

2 前項、登録費は 2 月末日までに全額納入することとする。

3 大会参加費は総会にて定める。

(会計年度)

第 36 条 本連盟の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり翌年の 2 月末日に終わる。

(予 算)

第 37 条 本連盟の役員会が計画編成し、総会の決議を得なければならない。

第六章 審判部

(組 織)

第 38 条 本連盟に審判部を置く。

2 審判部の構成及び審判部長の権限については、審判部で起案し、役員会、理事会、総会の承認をもって決定する。

3 審判部には、審判部の事務業務の円滑な実施のため、審判部事務局を置く。

4 連盟が主催する大会等の公式行事の実施にあたっては、審判部がその試合等の円滑な進捗を管理し、責任を持つ。

(審判部役員)

第 39 条 審判部に次の役員を置く。

審判部長 1 名、副審判部長若干名、副審判部長補佐若干名、審判部事務局長 1 名

(任 務)

第 40 条 審判部長は審判部を統括すると共に、連盟本部の会議に出席し、連盟が主催する大会等の公式行事の実施にあたり、試合等の円滑な進捗を管理する。

2 副審判部長は、審判部長を補佐する。

3 副審判部長補佐は、試合等の円滑な進捗のため、副審判部長に協力する。

4 審判部事務局長は、審判部の事務を全て管理する。

第七章 規約改正

第 41 条 本規約は総会において出席者の過半数の同意により改正できる。なお、委任状は出席と認める。

付記

昭和 6 2 年 3 月 設立

この規約は昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は平成 1 7 年 2 月 2 0 日から適用する。

この規約は平成 1 9 年 2 月 1 8 日から適用する。

この規約は平成 2 0 年 2 月 1 7 日から適用する。

この規約は平成 2 0 年 5 月 6 日から適用する。

この規約は平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は平成 2 9 年 3 月 5 日から適用する